

## ふくい健康づくり実践事業所認定制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 県民が生き生きと長生きできる健康長寿社会を実現するため、健康づくりに取り組む事業所等を「ふくい健康づくり実践事業所」として認定する制度(以下「本制度」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

2 本制度は、県が主体となり、医療保険者等の協力を得て実施する。

### (対象)

第2条 本制度の対象は、法人または個人事業者が県内に設置した事業所のうち、以下の取組みを行っているものとする。

- (1) 従業員等の健康課題の把握と必要な対策の検討
- (2) 健康づくりの実践に向けた環境整備
- (3) 従業員等のこころと体の健康づくり

### (用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) ふくい健康づくり実践事業所  
次条の認定を受けた事業所をいう。
- (2) 協力保険者等  
本制度を県と協力して実施する公的医療保険者等をいう。

### (ふくい健康づくり実践事業所の認定)

第4条 ふくい健康づくり実践事業所の認定を受けようとする事業所は、別表に定める認定基準(以下「認定基準」という。)を満たす取組みを実施し、認定申請書等(様式1)および誓約書(様式2)を県あてに提出するものとする。ただし、全国健康保険協会(協会けんぽ)福井支部または各健康保険組合(健康保険組合連合会福井連合会加入団体に限る)の加入者についてはそれぞれの団体を經由して提出するものとする。

2 前号に定める申請書の提出は、事業所の本社等が一括して行うものとする。ただし、本社等が県外にある場合に限り、前号のほか事業所単位で申請書の提出を行うことができる。

3 県は、認定申請書等を確認し、認定基準および次条の現地確認等に基づき適正と認められる場合はふくい健康づくり実践事業所の認定を行い、認定証を当該事業所に交付する。

4 認定の有効期限は、認定日から起算して2年を経過する日が属する事業年度の末

日までとする。なお、本要綱でいう事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(現地確認等)

第5条 県は、前条の認定申請書を提出した者またはふくい健康づくり実践事業所に対して、現地確認等を行うことができる。

(ふくい健康づくり実践事業所への支援)

第6条 県は、ふくい健康づくり実践事業所が行う従業員等への健康づくりに関する取組みに対し、次に掲げる支援に努めることとする。

(1) ふくい健康づくり実践事業所が行う健康づくりに関する取組みを広報すること。

(2) その他、健康づくりの推進のための支援をすること。

(認定内容の変更)

第7条 ふくい健康づくり実践事業所は、その認定を受けた取組内容を変更しようとする場合、または、変更が生じた場合は、速やかに変更届(様式3)を県に提出する。

2 県は、変更届の内容が認定基準を満たしていると認められる場合には、継続して認定を行う。

(認定の辞退)

第8条 ふくい健康づくり実践事業所は、健康づくりに関する取組みを継続できなくなった場合など、認定の辞退をしたい場合には、辞退届(様式4)を県に提出する。

2 前項により、辞退届を提出するふくい健康づくり実践事業所は、認定証を県に返納する。

3 県は、辞退届の内容が適正と認められる場合には、当該事業所の認定の有効期限を前倒して終了することとし、その旨を通知する。

(認定の取消し)

第9条 県は、ふくい健康づくり実践事業所に次に定めるいずれかの行為があったとき、または、その事実が明らかになった場合には、その認定を取り消すことができる。

(1) 従業員の健康を害するおそれのある行為

(2) 法令違反等、県民の信頼を損なう行為

(3) 現地確認や変更届提出時などに認定基準を満たないことが判明した場合

(4) その他、ふくい健康づくり実践事業所としてふさわしくない行為

2 取消しの効果は、前項の事実が判明したときからとする。

(表彰)

第10条 ふくい健康づくり実践事業所のうち取組みが優秀で 他事業所の模範となると認められる事業所に対し、表彰を行い、知事賞、福井県経団連会長賞、福井県医師会長賞を授与することができるものとする。

- 2 表彰に応募できる事業所は、ふくい健康づくり実践事業所およびふくい健康づくり実践事業所の認定が見込まれる事業所とする。
- 3 表彰を希望する事業所は、応募書類(様式5)を県に提出するものとする。ただし、ふくい健康づくり実践事業所の認定が見込まれる事業所については、認定申請書と同時に応募書類を提出することとする。
- 4 被表彰者の選定については、別に定める表彰基準等に基づいて行う。

(協力保険者等との連携)

第11条 第5条、第8条および前条に定める手続において、協力保険者等は書類の経由等で協力をする。

- 2 県と協力保険者等は、前項に定める手続きについて協議し、必要な事項を定めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は県が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月29日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年10月8日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年10月3日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年10月17日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から適用する。